**「新型コロナウイルス対策家庭保育協力金」等について**

別　紙

本市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、子ども達とご家族の命を守ることを最優先に、令和２年４月１０日付けの重要通知で、**４月１４日（火）から５月６日（水）まで**の間、保育園等の利用の中止を強く要請させていただきました。各ご家庭のご事情がある中、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

つきましては、この利用中止期間のうち、**１日以上のご協力（家庭での保育）**をいただきましたご家庭に、**家庭保育協力金をお支払い**させていただきます。

また、４月分、５月分の保育料と給食費につきましても、裏面のとおり進めさせていただきます。

**１．「新型コロナウイルス対策家庭保育協力金」について**

**（１）お支払いの対象及び額**

|  |  |
| --- | --- |
| **対象** | 額 |
| ４月１４日（火）から５月６日（水）までの間で利用中止要請に協力いただいた日数 | 園児１人あたりの支給額 |
| 自粛（家庭での保育）の日数が３日以上の保護者 | **１０，０００円** |
| 自粛（家庭での保育）の日数が１日または２日の保護者 | **５，０００円** |

※５月７日以降の利用中止の期間は対象となりません。

**（２）支給日**

　　　令和２年５月末頃（予定）

**（３）支給申請手続き**

　　・各園の出席簿において、利用中止要請期間中の登園日を確認し、お支払いしますので、申請手続きの必要はありません。

　　・支払い（指定口座への振込み）を適切に行うために、**振込先の指定口座を確認**させていただきます。

　　※後日、支給対象の方に、書面にてご案内させていただきます。

⇩裏面をご覧ください

**２．「保育料」（０歳児～２歳児クラス）について**

**◎４月、５月分の取扱いについて**

**《４月１４日（火）から５月６日（水）までの期間において》**

**・**利用の日数に応じて、**日割り計算にて保育料のご負担をお願いします。**

・**１日以上のご協力（家庭での保育）**をいただいた場合は、**４月１日（水）から４月１３日（月）までの保育料を返金**させていただきます。

　　※４月、５月の保育料は、上記の確認と計算を行った後、あらためてご案内します。

**《ご利用の施設による取扱いの違いについて》**

・公立保育園・私立保育園をご利用の方は、一旦、全額をご負担いただいた後、あらためて返金させていただきます。

・認定こども園、小規模保育事業所をご利用の方は、あらためて、施設を通じて、ご案内させていただきます。

**３．「給食費」（３歳児～５歳児クラス）について**

**◎４月、５月分の取扱いについて**

**《４月１４日（火）から５月６日（水）までの期間において》**

　　**・給食を中止しましたので、４月分の給食費は、日割り計算にて返金**させていただきます。

**《ご利用の施設による取扱いの違いについて》**

**・**公立保育園をご利用の方については、一旦、全額をご負担いただき、あらためて返金させていただきます。

**・**私立保育園、認定こども園をご利用の方については、あらためて施設を通じて、ご案内させていただきます。

このたびのご協力に、あらためて深く感謝申し上げますとともに、今後とも、保育園等の運営にご理解・ご協力いただきますようお願いします。

【問合先　小牧市　幼児教育・保育課　幼児教育・保育係　電話：0568-76-1130】